



資金移動業の実績推移

平成25年3月31日現在

年 度	年間送金件数(件)	年間取扱金額(百万円)	1件あたりの平均取扱金額(千円)	登録資金移動業者数(者)
平成22年度	216,955	14,006	64	11
平成23年度	765,431	42,388	55	25
平成24年度	10,388,222	188,574	18	32

資料提供: 金融庁

* 資金移動業の詳しい解説は、下記ホームページをご覧ください

http://www.s-kessai.jp/consumer/funds_transfer/funds_transfer_introduction.html

資金移動業とは

「資金移動業」とは、銀行等以外の事業者が為替取引（お客様から依頼を受けて資金を移動（送金）するサービス）を業として営むことをいいます。ただし1回あたりの送金額は100万円以下に限られています。資金移動業を営むには、資金決済に関する法律により事前に登録を受ける必要があります、この登録を受けて為替取引を行う事業者を「資金移動業者」といいます。

資金決済法とは

資金決済に関する法律（資金決済法）は、近年の情報通信技術の発達や利用者ニーズの多様化等の資金決済システムをめぐる環境の変化に対応して、①前払式支払手段、②資金移動業、③資金清算業（銀行間の資金決済の強化・免許制）を内容として、平成22年4月1日に施行されました。

資金移動業では、銀行等の免許を受けずとも、資金決済法による登録をした者は、資金移動業者として為替取引（1回あたり100万円以下）を行うことができることとなりました。